

令和8年度 個人住民税（村県民税）の申告時期のお知らせ

令和8年度の個人住民税（村県民税）の申告相談を下記により行います。

令和8年1月1日現在、嬬恋村に居住している方（令和8年1月2日以降に嬬恋村外に転出された方も含みます。）は、村県民税の申告が必要となりますので、期限までに申告を済ませてください。

例年、役場の申告会場は大変混雑いたします。待ち時間短縮のため、簡単で便利な国税電子申告・納税システム（e-Tax）の積極的なご活用に、ご理解とご協力をお願ひいたします。

■日 程

2月16日（月）～3月16日（月）
【午前】9時～12時 【午後】13時～15時
※土曜・日曜・祝日は除く

■会 場

嬬恋村役場 応接室

■申告に必要なもの

- ①収入や控除のわかるもの（源泉徴収票、生命保険・地震保険等の控除証明書、国民年金保険料支払額の証明書、障害者手帳など）
- ②マイナンバーカード、または通知カード+運転免許証、健康保険証等
- ③税務署から「確定申告のお知らせ」はがき等が届いている方は持参してください。

※医療費控除を受ける場合は領収書の整理、事業所得がある場合は収支内訳表の作成など、事前に準備してください。

※右記日程表の地区割は混雑を避けるための目安です。期間中の都合がつく日にお越し下さい。

【日程表】

期 日	対象地区
2月16日（月）	田代699番地まで
17日（火）	田代700番地から
18日（水）	干俣
19日（木）	大 笹
20日（金）	大前699番地まで
24日（火）	大前700番地から 西窪・門貝
25日（水）	三原
26日（木）	鎌原899番地まで
27日（金）	鎌原900番地から
3月 2日（月）	芦生田
3日（火）	袋倉
4日（水）	今井
5日～16日	村内全地区

【嬬恋村役場では受付できない申告】

以下の申告は役場では受付できませんので税務署での申告をお願いします。

- ・譲渡所得（土地・建物の譲渡）
- ・分離所得（株式譲渡・株式配当等）
- ・青色申告
- ・消費税申告

中之条税務署 電話 0279-75-3355

【住民税の申告が必要ない方】

- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告をした方。
- ・給与所得者で給与以外の所得がなく年末調整を済ませた方。
- ・所得が公的年金のみの方で控除額に変更のない方。

【申告が必要な方が申告しない場合、次のような不利益が生じことがあります】

- ・村県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などが正しく計算されない。
- ・様々な手続きに必要となる所得課税証明書などが発行されない。 など

令和7年中に収入がなかった方、非課税所得（遺族年金、障害年金、失業給付など）のみの方、行政サービス（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の軽減など）を受けようとする方、所得証明書・住民税課税証明書が必要な方は税務会計課までご連絡ください。

【お問い合わせ】

嬬恋村役場 税務会計課 住民税係
電話 0279-96-0513